

第40回鴨川府民会議

1、 日時 平成30年 3月26日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

2、 場所 御所西京都平安ホテル 1階 平安の間

3、 出席者

・公募、有識者メンバー

金田章裕(座長)、川崎雅史(副座長)、北野大輔、久保明彦、小辻寿規、小林明音、澤健次、島田文義、杉江貞昭、田中真澄、土屋義信、土居好江、戸田圭一、中村桂子、新川達郎、西山直美、野崎隆史、早川八須彦、藤井小十郎、柗木良子、宮下勲、森井一彦、山中香奈(座長・副座長以外五十音順)

・行政メンバー

京都市: 杉田英雄(建設局土木管理部河川整備課長)

京都府: 仲久保忠伴(京都土木事務所長)

・事務局(京都府)

北野俊博(建設交通部河川課鴨川条例担当課長)ほか

・一般傍聴:1名

・報道機関:1社

[午後 1時30分 開会]

1 開 会

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第40回鴨川府民会議を開催させていただきます。本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます京都府の河川課鴨川条例担当課長の北野でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日は井上和彦様、土屋義信様、二條雅荘様、小林慧人様がご欠席でございます。

す。また、早川様、今お見えですね、ご苦労さまです。山中様と日比野様はおくれて来られると伺っております。

次に、本日の行政メンバーを紹介いたします。

まず、京都市建設局土木管理部河川整備課水辺環境計画係長をお務めです児玉エイジ様でございます。

京都府京都土木事務所長の仲久保忠伴でございます。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

仲久保です。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

続いて、京都府の出席者をご紹介します。

京都土木事務所の土屋技術次長でございます。

○土屋（京都府京都土木事務所技術次長）

よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

河川課の安田流域調整担当課長でございます。

○安田（京都府建設交通部河川課流域調整担当課長）

安田です。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そのほか、河川課、都市計画課、京都土木事務所の関係職員が出席いたしております。

今回の第40回鴨川府民会議は、第5期鴨川府民会議メンバーでの最後の府民会議となりますので、京都府を代表いたしまして、仲久保所長から一言お礼の言葉を申し上げます。

仲久保所長、よろしくお願いいたします。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

皆さん、お疲れさんでございます。京都土木事務所長、仲久保でございます。

まず、開会に当たりまして、一言お礼の言葉を申し上げたいと思います。

京都では、先週、桜の開花が宣言されました。私がいつも通っております半木（なからぎ）の道、北大路・北山間も、ようやく先週から桜が咲き始めた。中でも北から34番、72番、73番がいつも先頭を競って咲いております。半木の桜は若い木もあれば古い木もある。大きい木もあれば小さい木もあるし、また、早く咲くの、遅く咲くのがござ

います。

そういったことで、この府民会議の皆様方もいろんな分野からいろいろな見地を持ってこの会に参加していただいております。先ほど司会から紹介がありましたように、第5期の鴨川府民のメンバーの皆さんにおかれましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間、特に34回から40回までの7回の府民会議にご出席いただきまして、鴨川の環境整備、環境保全の施策に関して熱心なご議論とご意見を頂戴いたしました。大変ありがとうございます。

京都府といたしましては、これら皆様方のご意見を踏まえまして、平成28年9月1日には座長の金田先生に代表になっていただきまして、一般社団法人鴨川流域ネットワークを設立いたしました。現在は、成立から10年たちます鴨川条例につきまして、ワーキンググループを設置して議論いただいているところでございます。

本日は、この後、第5期メンバーのうち公募メンバーの皆様方にご意見を発表していただきます。

井上和彦様と小林慧人様はご欠席と伺っておりますが、8名の皆様方を改めてご紹介させていただきます。

北野大輔様、小辻寿規様、小林明音様、西山直美様、早川八須彦様、藤井小十郎様、宮下勲様、また、おくれて来られる山中香奈様。皆様方は今期でご退任される方、そして、第6期メンバーとして引き続きお世話になる方、それぞれいらっしゃいますが、有識者のご意見だけでなく、皆様方のご意見も十分伺いながら鴨川の環境整備を進めていきますので、今後とも機会あるごとにご意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。

皆様、2年間、ほんとうにありがとうございました。今後とも引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜ることをお願いいたしまして、簡単でございますが、私のお礼の言葉といたします。どうもありがとうございます。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、お手元の資料の確認を、まず、させていただきます。

本日は、資料を3つに分類しております。1つ目はA4一枚物で、配席図と、裏面に第5期の鴨川府民会議のメンバー名簿をご準備しております。2つ目が、一応、メインの資料でありまして、第40回鴨川府民会議、議事次第（案）となっております、申しわけないです、きょう、この場で（案）を取らせていただきますけど、ページの中央下

にP 1 と表示したA 4の資料がございまして、一番最後にはカラー刷りで、「一級河川鴨川における園路補修について」というものがついているこの資料でございます。

最後に、カラー刷りで「桂川・松尾橋周辺でバーベキュー有料化社会実験を実施しました」というA 3一枚物の、その中に「標識写真、花火禁止標識」というA 4両面刷りの印刷で中央下のページ番号1から16までのものを中に挟んで用意しております。

特に議案でご説明させていただくときには、A 3のバーベキューとかA 3のバーベキューに挟んだカラーの16枚刷りというふうなことでご案内しますので、基本的には第40回の鴨川府民会議の議事次第というものをお手元に用意していただければと思います。不足等はございませんでしょうか。

それでは、金田座長、よろしく申し上げます。

2 議 事

○金田座長

それでは、早速でございますが、第40回の鴨川府民会議を始めさせていただきます。

先ほど事務局からご紹介がありましたし、仲久保所長からご挨拶がありましたように、本日の会議が第5期の委員のメンバーによる最後の会議ということになります。年度が改まりましたら、改めて第6期としてスタートすることになりますけれども、第5期の座長といたしまして、座長のほうからもメンバーの方々にお礼を申し上げたいと思います。

先ほども紹介がありましたように、この間、2年間で7回、府民会議がありまして、そのほかに一度、たしか現地調査に来ていただいていると思いますので、合計8回にわたってさまざまなお世話になったり、ご意見を承ったりしているということでございます。にもかかわらず、鴨川のさまざまな環境や景観にはまだこれからも改善すべきことが残っております。これからもどうぞよろしく願う次第でございます。いずれにしましても、2年間、ご多忙のところ、大変ありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

それでは、早速、議事に入らせていただきますが、本日は、議事次第に掲げておりますように、その他を入れまして5件、議事が準備されております。そのうちのまず1番ですけれども、公募メンバーからの意見発表についてということで、この機会に、2年間おつき合いいただいた中でのご意見を残しておいていただけたらということでお願いしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

河川課の北野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に「第40回鴨川府民会議、議事次第」、先ほどご説明させていただいた資料をご用意ください。資料下中央に表示しておりますページの、まず、1枚めくっていただいて2ページをごらんください。

ご意見は、前回にも申しましたとおり、お一人様5分で発表していただきたいと思っております。ご意見発表の順番は五十音順とさせていただきます。

なお、大変恐縮なんですけど、事務局から終了1分前をお知らせする合図というのがございまして、焦っていただく必要はないんですけれども、1分前には一応、チンと鳴らしていただきまして、議会でもよくあるんですけど、終了までに終わらなかったら、またもう一回、5分の合図をチンと入れさせていただくという形で、2回目の合図が鳴りましたら、そろそろまとめていただいて終わっていただくということで、5分しかないので大変恐縮なんですけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、資料3ページなんですけど、本日、井上さんがご都合でご欠席ということと、あと、小林慧人さんもお欠席ということなので、そのお二人については私のほうで代読させていただきます。

まず最初に、P3、井上和彦様の「鴨川を学びの場に」というものをごらんください。代読させていただきます。

「鴨川についてみんなで考え、鴨川に関するハードやソフトをよりよくしようとするなら、鴨川について、もう少し広い機会が多様な人に知ってもらったり、意見をもらったり、具体的な行動をしてもらうなど、かかわりを深めてもらうことが大切だと思います。また、鴨川に関するテーマは多様で、自然環境、生活環境、防災、水利用などのほか、観光、産業、文化、スポーツ、地域コミュニティー、教育など、広げれば切りがないほどです。そこで、鴨川を緩やかな学びの場として活用できるよう、多様な主体に促すことは考えられないでしょうか。鴨川は上流から下流までさまざまな環境があり、川沿い周辺には学習施設も多くあります。多様な機関、団体、学校等が企画、実施し、講座やフィールドワーク、展示会や発表会などさまざまな学びが各所で展開され、人々は気になったテーマで、都合のよい時間や場所に出かけ、鴨川や鴨川に関するさまざまな知識や情報を得たり、活動に参加できるようになればと思います。可能なら、そのよう

な情報をまとめて発信したり、全体をコーディネートする機能があればいいかもしれませんが、簡単ではないかもしれません。しかし、鴨川が多様な機能を持ち、人々にとって多様なかわり方があるとするならば、より広範なテーマについて鴨川という切り口で語られなければ全体像が見えず、何らかの取り組みに対しても、あるテーマではよくても、別の見方では悪くなるということが生じると思います。まずは、鴨川府民会議でも、より広いテーマで情報交換をしていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします」というものでございます。

続いて、P4でございますけれども、北野さん、よろしくお願ひします。

○北野

滋賀県立大学大学院の北野です。着席して発表させていただきます。

私からは、生物を専門に大学で研究しておりますので、鴨川の生物について、特に生育が最近になって確認されている特定外来生物のオオバナミズキンバイというものについて、現状の報告というものをさせていただこうかなと思っております。

聞きなれないかとは思いますが、オオバナミズキンバイという植物がありまして、これは北米原産の水生植物で、外来生物法では特定外来生物です。よく知られているところではヌートリアですとか、あと、ブラックバス、ブルーギル、そういったものに指定されております。

これは水生植物なんですけど、水陸両生で繁殖力が非常に強く、私の通っております滋賀県では非常に大繁殖しておりまして、水面にマット状に一様に広がっていくと。それによって航行障害であったりですとか漁具への絡みつき、そういった被害が実際に生じております。また、これはさまざまところで研究中なんですけれども、水質や水産資源への影響というものも、今、懸念されているところです。

これは分散能力が非常に高く、人以外の部分、例えば鳥が運んでいってしまうですとか、風で陸に上がったものがトラックのタイヤとかについて、ちょっと移動してしまうとか、そういったことで運搬して広がっていってしまうため、今後、いろいろなところで、またそこを拠点に広がっていってしまうのではないかと懸念されております。

実際にどこで見つかったかということなんですけれども、昨年9月2日に、たまたま鴨川の勸進橋のところで開催された水生生物の観察会に参加したんですけれども、そこで岸辺にそれが生えているを見つけました。見つけた群落というのはまだかなり小

さいものなので、おそらく昨年度中に入ってきて、そこに根を張って生えてきたところだということが考えられましたが、実際、観察会をやっていると、上のほうから、なぜか同じ葉っぱが流れてきたりですとかということが見られました。参加者の方に聞くと、これと同じやつを水鶏橋でも見たことがあるということをおっしゃったので、一部、ほかのところにもちょっとずつ広がっているのではないかなと考えられます。これは流れる水のところにはあまりいないので、よどみですとか、そういったところに生えているんですけれども、今後、大繁殖するという可能性も否定はできません。

これが現状でして、「対策案」と書きましたが、ほんとうに一般的なことしか書いていないんですけれども、これが大繁殖すると、ほんとうにこの部屋を一面覆い尽くすぐらいの面積にはすぐなりますので、人力の駆除ができなくなって、重機とかを出さなければならぬということもありますので、群落の規模が小さい侵入初期に駆除することが非常に効果的になってきます。ですので、定期的なモニタリングによって、どういった広がり方を見せているのかということを見るが必要になると思います。

もちろん河川改修の際には植生の調査などをされると思うんですけれども、河川改修の工事によって分断されたものが広がってってしまうということも考えられますので、常にその生息状況の把握、そして、分布拡大の防止というものが求められるのかなと思います。

何度も言っていますように、早期発見というものが本種の駆除には必要不可欠であると考えられますので、多くの方がこの種類についての知識を持っている状況というものが必要であると考えられます。ですので、周辺地域の方への啓発を行って、情報の提供による早期発見、そういったことが可能な状況をつくるということと、地域住民の方がこれを家で、例えば水槽に入れようとかいって持って行ってしまったり、また違うところに広がる、そういった人為的な分布拡大の防止、そういったものとして周辺住民の方への啓発が必要なのかなということが考えられました。

実際、この問題が大きくなったときに動くのは、多分、別の課になるとは思うんですけれども、鴨川に携わられる皆様にご周知いただきたいということで、本日、このことを発表させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございました。少し急かすみたいで申しわけありませんでした。ほんとう

にありがとうございます。

それでは、引き続き、資料のP5ということで、小辻様、よろしくお願いします。

○小辻

京都橘大学の小辻です。よろしくお願いいたします。

今回、「鴨川の治水と外来生物について」ということで一応書かせていただいているんですけども、私自身、鴨川の近辺に住んでおりまして、鴨川というのはしばらく、氾濫とまでは行きませんが、雨の日にはかなり強い水が流れるなというのはよく考えるところでございます。その話を聞いて思い出すというか、いつも考えることは、昔、昭和10年の大洪水があったということです。その中で、牛とか馬とかも流されたなんていう話も聞いておりましたし、また、この間、いろいろと鴨川関係の資料とかを見させていただきますと、鴨川水害史なるものでは、当時、下賀茂一帯が一面水浸しになったために市の中心部が助かったんじゃないかなという話を、この中島先生とかも書かれていたとか、そういうこともありました。

何かといいますと、市の中心部が助かったというのは、例えば水害の映像を見られて、皆さんが助かったと見られるのか、それとも大変やったと見るのかというのは別だと思っておりますけども、やはり住民が住んでいる一帯がかなりの被害を受けて、助かったという現状というのは、それを助かったと言っていいのかということも多々思うところがございます。

どういうことかといいますと、次に2番の治水のほうに入りますけども、一番心配というか、最近、考えるようになりましたのは、中州を掘るという話がこの間の会議等でもあったかと思っておりますけども、やはりどこまで掘れば安全なのかというところを、今後、こういった場とかいろんなところでしっかり提起していただきたいなと思っています。

自然環境とかさまざまなものがあると思っておりますけども、やはり鴨川というものを全体に考える中では、自然環境も守りつつ、ただ、住民の命とか家とか、いろんなことを含めて、危険にさらされないということもまず大事ではないかなと思っていますので、そのあたりをどの辺で調整していくのかというのが重要だと思うんですけども、やはりそこをしっかりと明記していただかないと非常に怖いというか、一住民としては非常に考えるところなんです。その上で、自然環境とか生活環境とかをどんなふうに議論していくかというのが私は重要じゃないかなと考えております。

それと、先ほども外来生物の話がございましたが、外来生物は、外来種だから危険と

いうよりも、うろうろと歩いていて、それも知らないものであったりするものが非常に危険かなと思っております。例えばヌートリアとかでも、非常にかわいらしい動物ではありますけども、非常に凶暴な部分もございますし、小さい子供とかがかかわったときに急に襲われたりとか、そういうこともあるかと思えます。鴨川自体、もちろん鳥とかも上に飛んでいますし、それが安全か安全じゃないかと聞かれたら、また別問題なんですけども、もともとのある環境ではない部分で多数出てきたときというのは、やっぱり住民としては危険を感じますし、また、子供を持つ親としても非常に危険かなというふうに多々思っております。

ただ、一番思うことは、これは動物が悪いわけではないということではないでしょうか。こういうものを持ち込んでくる人が悪いわけですね。オオサンショウウオの問題って非常に重要かなと思えます。京都水族館にいれば混合種も多数見られますし、あれなんですけども、やはりこういうことをしてきた人たちがいたということが非常に課題であったと思えますし、しっかりと飼育放棄の厳罰化等も検討していただかないといけないうのかなと。日本固有のものを脅かして、それでいいのかというのを、今回、非常に思っ、何とか検討していただければなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、P 6の資料をお開きください。小林明音様、よろしくお願ひします。

○小林（明）

小林明音です。よろしくお願ひします。

私の個人的な活動も含めまして、この会議に参加させていただいて思ったことを述べさせていただきます。

私個人的には公共空間というものに非常に興味を持っていまして、それが、行政の手だけではなく市民に愛されて大切にされていくということの後押しできるような活動に積極的にかかわっています。要するに、市民、府民一人一人が自分たちのものと思えるような公共空間がどんどん広がっていけばいいなということを夢のように描いているわけですけども、鴨川に興味を持ち始めたのは、実は橋がきっかけでした。ただ、橋に興味を持つと、今度は「それは道路だ」と言われ、だけど、橋は川にかかっているから、

今度は「川のほうに聞いて」と言われ、あちこちで行政の窓口をうろうろしたこともあるんですけども、所属しているNPOでいろいろ鴨川に関するアンケートをとらせていただきましたら、道だからとか、川だからとか、そういうことではなくて、鴨川を取り巻く環境全体としてすばらしい景観だということをつまえている、それが一般市民の感覚であるということに改めて気づかされた次第です。

そういったことがきっかけになりまして、まずは私は橋のほうに興味を持っておりますので、2015年に七条大橋をキレイにする会というのを立ち上げて、七条大橋の魅力を発信するようなことをさせていただいているんですけども、実はこの活動は橋の魅力だけではなくて、市民、府民が公共空間というものにどのようにかかわっていけるかという課題を实践とともに投げかけています。

自分で動きを始めたことから経験してわかったことですが、こういった活動を続けてみまして、公共空間にかかわる市民活動の意義というものは、まずは行政では実現できない部分を担えることにあるのではないかなと思いました。

先ほどもいろんな行政の各部署に行ったり来たりしたと申し上げましたけれども、そういった行政内の各部署の日々の業務内だけではできないことが実現できて、今、七条大橋そのものは文化的価値もどんどん認知されていき、国の有形登録文化財への手続きも始まりました。

こういった動きを見ますと、利害関係を横につないでいくような市民活動をどんどん広げることで支援や共感の輪が広がりやすいのではないかなと身をもって体感しています。ですので、市民活動というものはこういった鴨川をフィールドにしたものもたくさんあると思いますし、そういったたくさんあるような活動の芽を育てていったり、大切に見守ったり、横で連携していくことによって、京都府の河川行政にもいろいろよい面が出てくるのではないかなと感じています。

この鴨川府民会議には、4年間、参加させていただいているんですけども、やはりこういったいろいろな分野の方々、専門家の方もそうですけれども、我々市民のような者まで同じテーブルに着かせていただいて、そして、みんな鴨川が好きで、そういう共通テーマのもとで意見が出されていく場があるということそのものがすごく今後の鴨川にも大変期待を持たせていただいているなと思っています。

今後とも京都府の河川行政に非常に期待をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございました。

それでは、次、P 7に参りまして、小林慧人さんですけども、ご欠席なので私が代読させていただきます。

流域住民と河川環境を考慮した川づくりに向けて。

私が鴨川府民会議で意見したいことは、流域住民と河川環境を考慮した川づくりを進めていくべきだということです。平成9年に改正された河川法では、河川を管理する上で、治水、利水、環境の3つをバランスよく考えることが求められています。私たちの命、生活にかかわる治水、利水が優先的に考えられる一方で、環境は後回しになりがちです。こうした現状の中で、いかに環境のことも考えて河川管理をするか、管理者側には工夫の余地があり、将来、重要な課題になると考えます。治水のみならず、環境のことも同時に考えた流域住民参加型の取り組みとして、同じ淀川水系の一級河川、木津川にて、2015年秋、2017年秋に行われた事例をご存じでしょうか。伝統工法の竹蛇かご水制づくり、中聖牛づくりと設置が数百人もの流域住民と河川行政、専門家、職人などの共同作業で行われました。木津川ならではの河床低下などの治水上の問題、生物相の単純化という環境の問題に対する解決策として、流域の樹木や竹といった、あり余った天然資源を用いるという流域住民主導の工夫がなされました。この例のように、流域住民とともに流域のものを用いて環境を考慮した川づくりの試みを重ねていくことで、近年の、行政に押しつけられた川の管理から流域住民による川の管理という本来あるべき姿に近づくのではないかと思います。鴨川で抱える課題に対し、鴨川の由緒ある歴史、文化に学ぶことで、どのような天然資源を用いるべきか、流域に住む人ならではのアイデアが出てくると思います。

鴨川は日本で有数の外国人観光客にも親しみのある川です。鴨川での川づくりの取り組みは、世界に向けた「日本の川では住民と行政がともに環境をも考慮して川づくりをしている」というメッセージの発信につながると考えます。流域住民、特に将来を担う世代を交えて話し合っていくべきテーマではないでしょうか。

以上です。

○金田座長

今のところの、蛇かごの次のあれは聖牛（ひじりうし）です。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

申しわけございません。聖牛（ひじりうし）ですか。訂正いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、P 8ということで、西山さんからよろしくお願いします。

○西山

西山直美です。どうぞよろしくお願いいいたします。

今回の意見発表に際して、今までの会議で皆さんのお話を聞き、川のそばで暮らす子育て主婦として何が提案できるのかなといろいろ考えてやってきました。そして、今、求められている、川を大切に作る人というのを育てるためには、鴨川を、ただそこにある川ではなく、私たちの川、つまり自分の身近なものとして川を感じる心を一人一人に育んでいかなければならないんじゃないかなと考え、食育ならぬ川育という言葉を使って、その充実をさせることを、今回、提案させていただこうと思います。

私は常々思っているのですが、鴨川は子供たちにとってすばらしい遊び場であり、学び場です。動植物についてはもちろん、石とか、歴史とか文化とか、子供たちの関心のもとがいっぱい詰まっています。だからこそ、子供も親も先生も鴨川で遊び、学んでほしい。でも、現状は……。きっかけがないであったり、自信がないであったり、知らないというその「3ない」が邪魔をして川育が進んでいないのではないのでしょうか。だから、まず、きっかけがない人たちのために、鴨川と出会える機会を暮らしの中に増やすことを提案したいと思いました。

具体物としては、水族館や科学センターなど、お金を出して入る特別な場所ではなくて、ふだん行く総合庁舎のロビーであったり、図書館であったり、そういう一般的に人が多く利用する場所に、鴨川にすむ生き物を入れた鴨川水槽や、川にいる野鳥のボード、「こんなんがいますよ」というのを置いてみたらどうかと思います。健診など、ただの待ち時間やただの空間が鴨川との出会いの時間や場所になると思います。その水槽やボードの横に探検隊のチラシを置いておけば、出会いから学びへ自然とステップアップできるので、さらに親切じゃないかなと思いました。

そして、文字としては、府民だよりや市民だよりで鴨川に関するコラム、ここにも、今までいろんな会議に出て、いろんなお話を聞いて、おもしろいなということもたくさんあったので、ぜひ、ここにおられるたくさんの方の先生方をお願いして、リレー形式で連載などをなさったらどうかと思います。どこで人々の興味や関心がヒットするかわからないので、人が川と出会う広いきっかけづくりになるのではないかなと思

ます。その紙面であったり、大変だったら、今あるものを活用して、京都土木事務所の「鴨川真発見記」というブログがあるんです。担当者の方が異動されたらしく、更新もちょっととまっていて残念に思っていますが、前任者の方が、まめに川にいる人にインタビューしたり、意外とネットワークもあって読者はついておられます。だから、そのブログで更新がないのであれば、同じようにリレーコラムなどがあっても喜ばれるんじゃないかなと思いました。

次に、知らないとか自信がないという人たちのためには、鴨川探検隊と一緒に活動できることをもっとアピールしたらどうかなと思います。私自身、子供が生まれるまで全く川に縁がなかったので、息子が魚をとりたいたいと言っても、野鳥について聞いてきても何もわからず、どうしていいかわかりませんでした。そんなとき、鴨川探検隊の告知を「土曜塾」という学校からもらってくる冊子で見て、一からいろんな方に教えていただいたんです。困っていたのでほんとうに救われました。それからはや6年、探検隊は小学生で卒業なんですけど、ほんとうにお世話になりました。しかし、息子のように継続している人が少ないのかなとも思っています。一度きりの鴨川体験隊で終わっていませんか。探検隊を増やすためには、まず、継続した活動目標や発表の場、活動した内容をどこかに掲示するなどがあればいいんじゃないかなと思います。

何かしたい子供と何かをさせたい親は大勢います。そんなご家庭と鴨川とをつなぐ鴨川探検隊の活動を充実させましょう。再発見の活動は、四季に合わせ、3カ月に1回の開催でいいと思いますが、探検隊の活動は、月に1回開催からでいいので、機会と内容をより充実させ、京都の川育のモデルケースとして活動できるようお願いしたいと思います。

そして最後に、ちょっと長くなって申しわけないんですけども、総合学習などで鴨川をテーマに活動されている学校も多いように思います。今は知りませんが、私が以前勤めていたときにはなかったもので、さらにちょっと提案なんですけれども、5年社会科の教科書にある「鴨川を美しくする会」の活動や土木事務所主催の鴨川探検隊の活動などを学校の先生にも実際に研修として体験してもらうのはどうでしょうか。この提出した用紙には「百聞は一見にしかず」と書いたんですが、先日、かもがわ塾というところでの講演で「百聞は一感にしかず」という言葉を聞きました。その方は60歳を過ぎて、今、心に残っているのは100回聞いたことではなく、100回読んだ文章でもなく、実際に自分が体験し、感じたことだけだとお話しされていました。私もほんとうにそうだなと

思います。ぜひ、子供の学びに直接かかわる学校の先生にも鴨川を実際に体験し、感じる機会を設け、学校教育における川育の充実もお願いしたいと思います。

これで、すいません、ちょっと長くなりましたが、私からの提案は以上です。ありがとうございました。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。

それでは、次に、9ページをお開きいただきまして、早川様、よろしく申し上げます。

○早川

よろしく申し上げます。

ちょっと自己紹介をさらっとさせていただきます。京都ライオンズクラブで、以前、環境保全委員長をさせていただいておりました早川と申します。

テーマは「鴨川流域の植物維持管理の今後について」と書いてありますけども、具体的に言うと、半木の道の紅しだれ桜の花回廊の維持管理に携わってきた者として、きょう、意見を書かせていただいた次第です。

そのところで、やっぱり河川課の方々であったりとか土木事務所の方々と一緒に、ご協力を得て、今まで55年ですか、74本のしだれ桜が見事に咲くようになりまして、この鴨川というすばらしい川を維持するのに、こういう皆さんのご尽力があつて、私もちょこちょこ行きますけど、ほんとうにすばらしい川やなと思っています。維持管理するのは大変やなということも重々、私も勉強させていただきました。その上にさらに、また維持管理が大変な74本の紅しだれ桜というのがあるんですけども、昨今ですと、聞いたところでは、確かな数字ではありませんけど、その時期になると、ちょうど今ごろから4万人ぐらいの方々が観光バスなど、全国から来られて、見ていただけているということも聞いてはおるんですけども、この74本というのは一気にできたわけではなく、55年の歳月がかかってきています。

まず、ライオンズクラブというクラブも、なかなか以前のように活発にはできてなくて、資金的にも非常に厳しくなっていること、それと、74本の木といいまして、これ、同時に一気に植えて、何か、物をつくったごとく完璧にできているわけではなく、全て一本一本が性格、性質を持った生き物であるということが非常に問題になってきています。さらに、文面に書かれている、真ん中ちょっと上ですけども、ちょうど紅しだれ桜の寿命というのはどうやらピークに来ている、超えているというようなことが

ありまして、真ん中ぐらいに書かせていただいていますけども、ソメイヨシノや紅八重しだれ桜というのは短命で50年から60年と言われています。半木の道のしだれ桜は植樹開始から20年から40年に著しく衰退して、実は何本も植えかえています。これは土壌であつたりとか環境のところであつたりでそういうふうになっています。

それと、植樹されたときは既に10歳、こんな小さな苗で植えているわけではございませんので、結構、そこそこ大きくなったものを植えます。ということは10年ぐらいはかかっているわけで、そこからまた植えかえするということになってくると、既に30歳から40歳というようなところからスタートするわけです。ですので、非常に短命で、今、その短命な木たちが頑張って咲いてくれているのが、多分、半分ぐらいかなど。あとの半分は、まだ植えかえてあまり時間がたっていないというところがまばらにあつて、でも、花回廊を見事に何とかしているわけです。

その下のところですけども、まず、その一本一本を我々は毎週チェックして行って、それを報告して、把握して、生育不足には、例えば健康面では周辺樹木による日照不足みたいなこともありましたので、京都府さんのご協力を得て、周りの支障枝というやつを刈り込むということで日照を確保する。土壌が痩せているところには、当然ながら、いい土壌を入れていかなければいけない。それと、後天的なストレス。今、中国からいろんなものが、カミキリムシであつたり、これが非常に多くなっているみたいで、病気、害虫や天候のこと、それと乾燥、いろんなことがあります。過去のデータや周辺状況もチェックしていますけれども、冒頭にも申し上げましたとおり、なかなか資金的に厳しくなってきたということと、今後、半木の道というのを中長期的にどういうふうにしていくのかということところは、ライオンズクラブだけではなかなか見ていかれないところに来ておると思いますので、皆さんもご協力いただき、適切、最適な形をそろそろ考えていかなければいけないテーマができたかなと思って、私、このテーマを書かせていただきました。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、P10をごらんください。藤井様、よろしくお願いいたします。

○藤井

ありがとうございます。私、藤井小十郎といいます。職業はカメラマン。写真を撮ることを重きに置いております。

それで、私、京都で生まれ育ったわけではないですが、鞍馬の山の少し奥のほうです。京の都におりてきまして、世界をリードするすばらしいこの鴨川をテーマに撮影することは、春夏秋冬を通じて多々ございます。大洪水に幾度となく氾濫を繰り返し、その都度、官民一体となり、先人たちが治水にご尽力されたと。現場を見れば、それはよくわかることです。ただ単に鴨川は自然の流れによって上から淀川に注いでいくわけですが、その市内間、要は先人たちが植樹された桜から松、あるいは柳、適材適所に合うすばらしい木を植樹されています。それは、ご存じのように、根っこから水も吸い上げ、保水にも役立っているわけです。

特に市中の四条・三条大橋から眺めるビューポイント、私たち府民、市民、それから世界から来られる人たちは、この癒しの風景を存分に感じながら鴨川の流れを見ておられます。

今まで皆さん述べておられますから、ほとんどそれで現状維持だと思います。今後、何をするかといいますと、私の思いとしては、100年に1回に耐えられる大きな工事をしてほしい。それは、柘野ダムの砂防、あそこの砂利を、一度、皆にとって、大洪水に耐えられることをしてほしい。それから、市内の大きな幹線道路の地下に相当大きなキャパのプールをつくってほしい。それが安全のためだと、そのように考えております。

重複しますが、美的環境を私は重んじて撮っていますから、どうしても美しく、写真を限定に撮っております。できる限り、今後とも、その流れを皆さんが小さいときから親御さんの教えを酌んで、マナーが大事ですね、それが青年になって、バーベキューをしたり、よからぬ方向へと進みます。やっぱり子供のときに、悪いものは悪い、マナーをしっかりと親御さんが叱るというか、教えをされれば、大人になった私たちも、また次の世代につなげると、このように思っております。

あと、魚とか植物、いろいろありますが、既存の流れで保持されればいいかなと思っております。

簡単ですが、私の思いを一言述べておきます。ありがとうございます。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございました。

それでは、P11をごらんください。宮下さん、よろしく申し上げます。

○宮下

宮下です。よろしくお願ひいたします。

私は、株式会社オムロンOBで結成しておりますXOクラスターというものを通じて鴨川を美しくする会に参加させてもらって、鴨川清掃を15年継続してまいっております。

私は、鴨川生息物の環境改善というテーマでこの5期の府民会議メンバーとして参加して、2年間、活動させていただきました。この間、現地学習や野鳥観察会、あるいは府民会議の議論を通じて、鴨川の歴史と現状の課題をいろいろな観点から学習して、認識を深められたと思いますが、同時に、私が思っていた以上に鴨川生態系の保全というものがそう簡単なことではないんだということを再認識しております。

鴨川は都市中心を流れる自然河川であり、古来より庶民の生活と密接につながっていると。白河法皇も采配できなかった1つが鴨川の流れと言われるように、市民生活の水害被害への総合的治水対策というものが、私はまず何よりも最優先にされるべきと思います。しかし、それは反面、生態系を破壊してしまうことにもつながります。この問題は、先般来、鴨川府民会議でも、治水対策としての中州・寄州撤去とそれによる生態系の破損の危惧というのが対立しているようで、両立の難しさというものがまさに熱く議論されているところです。しかし、何ともしでもこれらを両立できる対策を長期的な視点で構築して取り組んでいくことが必要かと思えます。

そこで、私の現状認識を述べますと、まず1つ目は、何といても最低必要限度の流水能力の確保、これが最優先と考えております。それには、平成22年の流域の計画流量データ、この間も出ていましたけれども、その最新版を更新して、今後の課題と対策の共有化を図るということが1つ。2つ目は、区の基本治水対策をベースにして、行政や環境団体、そして学校、学者さんの研究、専門家などで生態保護プロジェクトを編成して、鴨川全域の生態系の現状把握と保護対策を共有化する。そして、3つ目に、この内容を広く市民に周知して認識を促す広報活動の強化といったものが有効ではないかと思っています。

これらは、既に現在、取り組まれている内容で、方向性は間違っていないと思えますのでしっかり進めていくべきだと思いますが、前回の府民会議の議論を見て感じましたことは、行政と、生態系の保護団体あるいは一般市民の思いや認識が、まだ共通認識レベルまでには至っていないんじゃないか、深くなっていないんじゃないかと感じています。最新の計画流量調査と生態保護プロジェクトの推進により、河川治水対策と生態系保護の現状と課題を府民会議の中でしっかりと共有化していく、そして、それを、広報活動の強化を図ることを通じて、市民と一体となって推進して継続していくプロセスが何より

も大事じゃないかと思っております。何せ自然相手の取り組みですので、時間をかけて、継続して長期に取り組むテーマと思っております。

私は蛍が飛んでいるというような鴨川ができたかなという思いを持っております。ぜひ、市民に愛される、こんな鴨川ができるようなことを期待してやりましょう。この2年間、ほんとうにありがとうございました。

以上で終わります。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。

それでは、最後に、P12をごらんください。山中さん、よろしくお願いします。

○山中

学生の山中香奈と申します。実は本日、卒業式でして、6年間、京都で過ごさせていただいた最後の締めくくりの日を迎えております。

6年間、京都という場で過ごさせていただいた身として、最後を飾るには全然力不足で申しわけないんですけども、提案させていただけることがないかなと思ひまして考えさせていただいたのは、鴨川流域における教育の多様化というテーマになります。

というのも、私は大学において6年間、まちづくりであったり都市再生といったことについて学んでまいりました。テーマがテーマでしたので、地域の方との交流という機会もたくさんありまして、学生の身でありながら、こういう会議に参加させていただけるという大変貴重な機会もいただけたらどうか、そういった、とても恵まれた身の上だったと思うんですけども、一般的な学生が、特に大学生について思うんですけども、地域の方との交流というのがそんな日常レベルでは進んでいないんじゃないかなというのが、正直、感じているところになります。大学で学んでいて、いろんなことを専門知識として身につけていく学生が、それを地域に対して還元できないという現状はとてももったいないなというのが個人的な感想になります。

今回、こうした会議に参加させていただいて思ったのが、「鴨川探検！ 再発見！」というような機会でしたら、生態系であったり、そういう環境というところで学生さんと子供たち、また地域の方との交流というような機会、プログラムというのが設けられているんですけども、もっと鴨川には可能性があるんじゃないかと個人的には感じておりまして、私であれば、建築をやっていた関係もあって、橋の構造であったり、「床」とかの構造もとても興味深く拝見しておりましたし、そういったことについて地域の住

民の方と、大学の授業としての形でもいいですし、もっと広く、課外活動として交流させていただけるような機会があれば、学生が学んでいることをこの京都というところに対してもっと還元できる仕組みをつくれるんじゃないかと思いました。

ですので、教育の多様化と書いたのですけれども、そういった多様な視点で学生が深めた見聞を地域に対して還元するとともに、子供たちであったり、地域に住んでいらっしゃる方々に対して、「学生さんはこういうことを学んでいるんだな」、そして、それが「鴨川にはこういう視点もあったのか」というような形での機会につながっていったらとてもすてきなのではないかと思いましたので、こういう形で意見させていただきます。貴重な機会、どうもありがとうございました。失礼いたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございました。メンバーの意見発表は以上です。

○金田座長

どうも大変ありがとうございました。

この鴨川府民会議における議論も踏まえて、いろいろなご提案をいただいております。

この会議の皆さんから、どなたかのご意見などにご質問などございましたらお願いしたいと思いますが。

○杉江

4ページの、北野さんが述べられたオオバナミズキンバイ、これは勧進橋の下流のほうで見つけられたということで、上流のほうはどこかありましたかな。

○北野

ありがとうございます。私がこのとき参加した観察会はここで行われたものだったんですが、上から流れてくるというのはあったんですけれども、実際、今、どこまで上にいるのかというのはわかっていません。ただ、京都府への侵入経路は琵琶湖疎水の流れてきたんじゃないかと言われておりますので、その流域一帯のどこかにいるんじゃないかということは考えられております。

○杉江

そうですか。琵琶湖からというと、今現在、琵琶湖からの水は墨染の発電所に暗渠で行っている分だけやと思うんですけども、いつそれが入り込んだかなと思ったりしておるんですけど。そうですか。ということは、それより上流のほうは、まだ今のところ、発見されていないということですか。

○北野

そうです。はっきりとした発見の報告というのはありません。

○杉江

ありがとうございました。

○澤

今の話なんですけど、九条と十条の間に、1カ所、帯くぼみたいなところがあるんですけど、その下の右岸側に、昨年、群生していたんやけども、群生といっても小さい、勸進橋のところの歩道は大きくないんやけども、ちょっとあったんやけども、昨年、しゅんせつ工事が行われたので、もしかしたらそれがまだ残っているかどうか、確認には行ってないんですけど、そこでは発見できているのと、あと、多分、琵琶湖疎水、2月とかに疎水を掃除されて、ちょうど入りますよね、あの時期に入っている可能性はありますよね。丸太町のあたりですか、疎水のまさに出てくる、二条かな、あの辺。

○杉江

冷泉の辺？

○澤

そうそう、冷泉通ですか、あそこからの可能性はありますよね。

○杉江

なるほどね。ちょっと注意しとかなあかんですな、逆に。

○澤

そうそう。僕らは見つけたら抜いたりしているんですけど、なかなか追いつかないです。

○金田座長

ほかにご質問などございませんでしょうか。

○柁木

ヌートリアというのが……。私は北山橋を毎日、犬の散歩で鴨川を使うんですけども、確かにヌートリアというのを去年とかおとしぐらいから発見するんですが、あれは害はないんでしょうか。時々、結構、上りそうになるぐらい川岸にいるんですけど。

○中村

日本鳥類保護連盟なんですけど、京都府から委託されて、ヌートリアの調査をここ5年ぐらいやっております。3年ぐらい前まではすごく多くて、ヌートリアも家族で生活し

ていまして、多いところでは8匹ぐらいいたことがあったんですが、多分、市の方がとられたんだと思うんですが、去年からすごく少なくなってきました。今年の調査は、ちょうどきのうで最終をしたところで、きょう午前中、報告書を京都府に送ってきたんですが、非常に少なくなっています。

害としては、農作物を食べるからという理由で、特定外来種でもありますから、環境省では根絶を図れというふうな文書が出てきてまして、京都はせっせととっていただいているんですが、中流域なんかでよく観察されるときに、市民の方がおっしゃるには、何も被害がないのに何で殺さなあかんのやというふうなことをおっしゃっているんですね。確かに上流と下流には畑がありますから、農作物に被害は与えていると思います。でも、それ以外では、私たちに何か被害を与えるかという問題になると、それはあまりないんじゃないかなと思いますね。だから、特定外来種に指定されてしまったので、行政としてもやることはやらんらんかなという感じで進んでいると思います。

それと、ちょっと話がそれるんですが、小辻さんという方が特定外来のことでお話をされまして、特定外来の水鳥なんかもいるんじゃないかなという心配をされているようですが、水鳥の中に特定外来に指定された鳥はおりません。野鳥として、ソウシチョウ、ガビチョウ、ハッカチョウ、この3種類が特定外来に指定されております。

以上です。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。

○澤

先ほどのヌートリアの話なんですけど、現在、僕が確認しているところでは柘野ダムの直下までいます。上ではまだ僕は見たことがないんですけど、それぐらいまでは広がっているかなという状況です。

○金田座長

ほかにいかがでございましょうか。

そうしましたら、貴重なご意見をいただきまして、これをどのように生かすことができるかというのはまたこれからの課題でございませけれども、しっかりとこういう形で、ペーパーでもいただいておりますので、それを残しながら今後の議論に役立てていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、議事の先に進ませていただきます。

議事の2番目ですが、鴨川条例点検についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

北野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料P13、鴨川条例点検ワーキンググループについてをごらんください。

鴨川条例点検ワーキンググループについてということで、4回、ワーキンググループにお世話になりまして、皆様からさまざまなご意見をいただき、現在、やっておるところでございますが、この中で1点だけ説明させていただきたいのは、1の目的というところで、「鴨川条例が施行されて10年経過することから、条例の内容が社会的変化等に対応できているか、点検を行う」と、役所風にわかりにくく書いてあるんですけども、これは何かといいますと、条例の内容が社会的変化に対応できているのかというのは、私どもは、課題を解決するのに条例改正が必要なのかを事務的に点検するというところで、皆さんからご意見をいただきたいのは、課題を解決する際に、解決するのは皆さんと一緒に考えていくということで、解決する課題をいただきましたんですけども、条例改正が必要かどうかというのは、構成メンバーであります金田座長、川崎副座長、新川先生、野崎先生ほか、事務局で点検を行うということで、例えばバーベキューを全面禁止にしてほしいとか、してほしくないとか、そういう課題があるということをお願いした後、例えばバーベキューの範囲拡大であれば告示改正だけでいけますので、それは必要ないだろうと。そういった内容のことを点検しながらやっていくというのが趣旨でございました。今後もまたご意見をいただくことがありますけれども、そういった趣旨で、またご議論いただければと思います。

それと、4番、関係分野からの意見聴取ということで、これ以外にも何人かの先生に、例えば前文と1章であれば中川先生とか杉江事務局長、第2章、安心・安全であれば戸田先生とか三好先生、3章であれば京都市の門川課長補佐とか木屋町会の田中会長、4章であれば中信の大上理事、京女の諏訪先生、大学コンソーシアム京都の藤井啓太郎先生、5章から7章であれば京都市の観光協会の北川事務局長、左京医師会の藤田先生、京都自然教室の八木先生と、いただいているのでありますけれども、これ以外にもさまざまな意見、特に皆様からのご意見で、例えば環境に配慮した条文を入れてくれとか、あと、もともとワーキンググループなんて必要ないんじゃないかと、いわゆる鴨川流域

懇談会という立派な懇談会でやっているんだから、何で今さらこんなものをするのかといういろんなご意見があった中で、4回の先生方のご意見をまとめてみますと、まず一番最初に、根拠となるデータを準備する必要があるんじゃないかということで、根拠となるデータがそろった段階で皆さんにそれをお示しして、それで議論すべきじゃないかというご意見、回数を重ねるたびに根拠となるデータをご要望されておられますので、今回、皆さんのご意見の中で多かったのは、表示はしてありませんけど、3つ。

1つは看板の設置です。看板の設置は、いろんな看板があるんですけど、不統一だとか、不必要なところにあるとか、そういった形で、看板は一体何枚あるんだということで、京都土木が総力を挙げて勘定しました。そういった看板の設置状況についてが1点。

それと、きょうは京都市さんがお見えじゃないので条文説明だけになりますが、たばこのポイ捨て問題です。これも皆様のご意見の中で、かなりご要望されたということ。

あと、バーベキューです。バーベキューの取り扱いは2年ぐらい前から議論させていただいているので、最終的に、バーベキューを禁止にしているところとバーベキュー場をつくっているところ、それぞれの事例を参考にしながらいくということで、今回はバーベキューをやっているところの事例を紹介させていただきたいと。

この3点について説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、14ページ。

データと申しますと、恒常的にデータをとろうとしますと人件費等、経費がかかるのでございますけれども、恒常的に把握しているデータがP14のデータでございます。

鴨川条例禁止行為等の指導状況についてということで、これは皆様に、府民会議でも何回かお知らせしているところですが、30年1月現在ということで、上のほうに指導状況ということで、20年の4月から、鴨川条例は19年7月に公布したんですけど、禁止規定自体は20年の4月から施行しておりますので、バーベキューの禁止、自転車・バイク乗り入れ、打ち上げ花火、放置自転車、これを禁止しているということで、20年の4月から1年ごとに今まで29年度まで表示しているものでございます。

数字をごらんいただければわかるように、バーベキューの禁止区域では、出町と柘野を合わせて、20年4月では91件あったものが今年度は8件と。10分の1以下になっていると。禁止区域外でも、170件が今年度は67件ということで3分の1以下、自動車・バイクの乗り入れについても1,372件が481件、打ち上げ花火は127件が36件と。自転車の放置は、22年の4月から京都市さんのほうで実施いただいているんですけども、これは極端な

数字で、ほとんど京都市のほうでちゃんとやっていたというのでございます。

このデータだけを見ると、鴨川条例というのは非常にみんなに知られているんだということでございますけれども、ご意見等をいただいたアンケート等とかそういったものを調べますと、鴨川条例なんて知らない、結構そういう方もいらっしゃる、そういったことで、今後どうしていけばみたいな、そんな問題もあるんじゃないかと思えますけれども。

データとして、私どもはとりあえず14ページのものを恒常的につけているわけですが、今回、皆様のご意見の中で多かった先ほどの3点、まず1点目について、P15の資料と、カラー刷りで、バーベキュー有料化、これはちょっと関係ないんですけど、その中に16ページにわたる看板のカラー刷りの資料を準備させていただきましたので、その資料をお手元にご用意ください。

それでは、京都府の施設保全室長の中地から説明させていただきます。

○中地（京都府京都土木事務所施設保全室長）

京都土木事務所施設保全室長をやっております中地と申します。よろしく申し上げます。

まず、15ページの表を見ていただきたいと思えます。

今回、看板が、鴨川の上流であります柘野地区から桂川合流の区間までで一体幾つ立っているんだろうということで調査しております。表の番号が1番、2番、3番と、下流の桂川合流部からの記述になっておりますが、合計のところを見ていただきますと、左岸が511、右岸が423という数字で、合わせますと934もの標識類が鴨川には立っております。

一体どんな標識が立っているかといいますと、写真もあわせて見ていただきたいと思えますが、まず、鴨川条例に関します標識でございますが、写真で見ていただきますと、1ページに花火の打ち上げの禁止の看板、2ページ目にバーベキューの禁止看板、3ページ目に自動車・バイクの乗り入れ禁止といった看板、4ページ目も同じく車・バイクの乗り入れ禁止という、これは通行どめの柵を兼ねた看板でございます。8ページにございますが、自転車の撤去標識ということで、これは京都市さんが設置されている標識でございますが、放置自転車についての警告ということで8ページの標識。これら鴨川条例に関します花火、バーベキュー、車の乗り入れ、それから、それらを合わせた標識、

それと、この自転車の標識を合わせて、全934のうち240が鴨川条例に関する看板として現地（上流から下流、右岸、左岸とも）で設置されているという状況でございます。

それから、写真集の5ページでございますが、こちらがバーベキューの禁止と車の乗り入れの複合、両方を記述した標識でございます。それから、同じく6ページも、ごみの投棄という文言もございますが、こういった複合で記述された様式。それと、7ページ、これが、かなり古くなっておりますが、私ども京都土木が過去に設置した「自転車を駐輪しないでください」という標識でございます。

それと、9ページ、これは京都府の同じ組織でございますが、林務事務所と合同で立てました、鳥類のトビ、トビ被害が頻繁に起きた時期からこういった「トビに注意してください」といった注意看板がございます。こういった注意の看板だけでも、左岸、右岸合わせて39あるということ。

あと、啓発看板というのが次の10ページでございます。これもかなり古びた看板でございます。そして、「川をきれいにしましょう」と、かなり古い時期に立てたものでございます。それと、11ページが「犬の放し飼いをやめましょう」ということで、当時、左京保健所、今は名称が変わっているかもわかりませんが、こちらと共同で立てた看板。こういった啓発看板も鴨川では約113の数が立っております。

それから、昔からの鴨川のボランティア団体、美しくする会さんの標識ということで、12ページ、河川美化団体連合会と鴨川を美しくする会ということで、こういったボランティアさんで併設して立てていただいている看板の数としましても19基ほどございます。

それと、13ページになりますが、これは橋梁ごとに、その橋梁の占用の許可をとったという標識類、これも標識調査の中での一環として調べておりますが、こういった占用の許可標識だけでも70ございます。

それから、次をめくっていただきまして、14ページですが、こういったギャラリーに関しましても標識ということで、ほか、河川を説明した看板も含めまして調査しましたところ、32の数を記録しております。

それから、鴨川条例以外の公園条例が、15ページなんです。本来、鴨川条例が制定された以降、そちらのほうがアピールすべきことということですので、公園条例につきましてはちょっと古い表現等がございます。本来なら鴨川条例のときに入れかえておくべきものですが、いまだ残したままにしております。これについては撤去する予定でございます。

その他、一級河川鴨川自体を紹介した看板とか、そういったものもございまして、それらを合わせますと、トータル934という数がこの3月の時点では調査した結果ということでございます。そのうち240が鴨川条例に関する看板ということでございます。

以上でございます。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

説明は以上でございます。

○金田座長

これはいいんですか、バーベキュー。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そしたら、先に全部説明させてもらったほうがいいですか。

○金田座長

はい。お願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

わかりました。そうしましたら、次のたばこのポイ捨てに関しまして、お手元の、先ほど見ていただいたのP16、17をごらんください。

今回、一番多かったのがたばこのポイ捨て問題ということで、いろんな方からそういった課題があるというご指摘なりご意見をいただきました。きょうはたまたま京都市さん全体の行事がございまして、河川整備課しかお見えじゃないんですけれども、2つの課から、とりあえず条例だけでも説明しておいてほしいということで、特に京都市内でするので京都市さんと連携してやっていくということで、まず、2つの条例がありまして、1つ目はP16で、わかりにくいのですが、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例というものです。

これは皆さん、京都駅でもよく看板等を見ていただいて、たばこを吸ってれば、四条とか京都駅であれば1,000円の過料といいますか、お金を取られますといったことなんですけれども、この条例が鴨川にも適用されるかということです。

目的だけ読ませていただきますと、細かいんですが、第1条、「この条例は、路上喫煙等の禁止等により路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって」と。だから、身体とか財産への被害の防止ということと、健康への影響もありますけど、そういったことを目的としているということで、定義のところで、2条（1）なんですけど、「路上喫煙等」ということで、細かい話なんですけど、

「道路等」ということで、括弧を飛ばしまして、「において、たばこを吸うことまたは火のついたたばこを所持することをいう」ということで、たばこを吸うこととか火のついたたばこを所持することが「路上喫煙等」ということで、次に、「道路等」というのは道路、公園その他の公共の場所ということですよ。

全体として、努力義務なんですけど、第4条に「市民等及び事業者の責務」ということで、「市民等は路上喫煙等」、たばこを吸ったり、火のついたたばこを所持することが路上喫煙等なんですけども、それはしないように努めなければならないということよ、「市民等及び事業者は路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない」ということで協力義務というのがあるよ。

第6条で、その前条の5条で路上喫煙等禁止区域が決まっているんですけど、これが京都市さんが京都駅とか四条のところ指定されているところだと思います。その禁止区域等では何人も路上喫煙等をしてはならないということよ、これは京都市さんが指定するということよ。今のところ、この区域の中に鴨川は入っていないということよようですけども、そこで路上喫煙等をすると、第11条で、6条の規定に違反した者は2,000円以下の過料に処するということよ、それで1,000円とか2,000円のお金を取られているよ。ちょっと細かい話でしたけど、こういった形の条例を京都市さんはお持ちだということよ。

次、17ページなんですけど、これもまた細かい話で恐縮なんですけども、京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例と。これもまた非常に長い条例なんですけど、これは昭和56年からできているようで、昔、空き缶ポイ捨て条例というのがあったんですけども、その空き缶ポイ捨て条例の形の変ったやつということよ、こっちは非常に伝統的な条例です。

その目的のところよ、「この条例は都市の美化を推進し、及び飲料容器に係る資源の有効な利用を促進するため」と。ちょっと目的は変わっていますが、「飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止並びに飲料容器の再生利用の促進に関し必要な事項を定める」と。そういう目的で定めるということよ。

定義の第2条の(2)「吸い殻等」ということで、「たばこの吸い殻、紙くず」云々ということよ、たばこの吸い殻が定義されております。

その次に、アンダーラインを引いて「投棄の禁止」ということで、廃掃法にももちろんなるんですけども、第7条、「何人もみだりに飲料容器及び吸い殻等を捨ててはなら

ない」ということで、これはたばこの吸い殻を捨ててはいけないという条例になっております。

第9条で「市長は、特に飲料容器及びたばこの吸い殻等の散乱を防止する必要があると認める土地の区域を美化推進強化区域として指定することができる」ということで、先ほどの条例とは、看板がなかなか普及していないみたいですが、同じように指定しております。

同じような形で、29条のところ、先ほど申した美化推進強化区域内において、第7条、先ほどの「何人もみだりに吸い殻等を捨ててはならない」の規定に違反して、みだりに吸い殻等を捨てた者は3万円以下の罰金、これは刑法の刑罰なんですけど、に処するというので、第30条が両罰規定という、法人であれば代表者も罰するということなんですけど、そういったことであります。

問題の、鴨川はこの区域に入っているんですかという端的なお質問なんですけども、入っております。今出川通にある賀茂大橋から五条大橋までの間の高水敷と川の中、全て範囲に入っているということで、その範囲の中で、河川管理者として管理する場所でもありますけれども、条文が適用もされているということで、先ほども看板等もありましたけれども、先ほど説明させていただいた放置自転車も、最初は鴨川条例でやっていたんですけれども、もちろんいろんな施設の提供とか経費的な面は京都府も協力させていただいているんですけど、22年から京都市さんでやっていたという事例もありましたけど、たばこのポイ捨てに関しては、鴨川条例で点検をするという考え方もありますけれども、今、2つの条例の所管部署がそれぞれ違いますけども、京都市さんにこちらで制度的な細かいことを説明させていただいて、うちと連携してやっていくみたいな考え方もあるのかなということで、今回は条文だけの説明で終わらせていただきますけれども、たばこのポイ捨ては以上です。

引き続きまして、バーベキューの有料化社会実験実施ということで、カラー刷りのA3の資料をご用意ください。

「桂川・松尾橋周辺でバーベキュー有料化社会実験を実施しました」ということで、この2年の間、バーベキューについては鴨川で全面禁止したほうがいいんじゃないかというのとか、いや、鴨川でもバーベキューを楽しんでいる方もいらっしゃるの、全面禁止はないんじゃないかとか、いろんな意見をいただいておりますが、社会情勢といえますか、この前の新聞でも、大阪城公園でバーベキューの有料化に踏み切って、琵琶湖

ではバーベキューは禁止だということで、基本的には禁止か、それとも、もともとバーベキューが多いので、それならそこでお金を取ってやろうじゃないかというふうな、今のところ、両方のスタンスが多いんですけど、その中の1つとして、国が京都市内、桂川で、もともと松尾橋というところでバーベキューをやっておられたということで、それを社会実験として2週間、有料化してアンケートをとったということで、私どもも、こういった形でアンケートをとったりしてデータをお示しすることで皆さんのご意見を聞いていかないといけないと思うんですけど、国も、今後また府民会議でこの社会実験、今年の段階でまたご検討されているようなので、それについて次の府民会議でご紹介する機会があるかもしれませんが、今回、去年の状況を若干、さっと説明させていただきます。

A4の一番最初のところなんですけど、そこに書いてありますように、もともと桂川の松尾橋周辺でバーベキューの利用者が非常に多くて、ご承知の方も多いかと思いますけども、ごみの放置とか、カラスの飛来とか、騒音とかが発生していますと。一方で、バーベキューの有料化で、利用者の方からお金を取ってバーベキューをやっていたら周辺環境をきれいにしようということで社会実験をやりましたということでございます。

期間は29年の9月9日から9月24日の14日間と。会場は桂川・松尾橋右岸付近ということで、皆さん、多分、この地図を見たら大体の場所はわかると思うんですけども、運営時間が9時から16時30分ということで、利用料金、お金を取りまして、1名当たり500円ということです。

利用者数は、9日から2週間で合計1,116名。特に真ん中の土、日は天候が悪かったせいか人がいませんけど、一番左の9、10の土、日が116名、192名。一番最後の23、24日も215名、309名と、やっぱり土、日が非常に多いということです。

次の見開きのページをお願いします。

左が放置ごみ、カラスとか路上駐車等の様子ということで、上は28年の夏の放置ごみとか29年5月の連休中のカラス、放置ごみでしたけど、9月、有料化社会実験の期間中は迷惑行為だとかカラスの飛来の減少効果が見られたということ。

あと、右の、実験期間中の管理運営の様子をいろいろな形で、利用料金をいただいていますので、仮設トイレを設置したり、ごみ仮置き場をつくったり、カラスの飛来に配慮したごみの置場をつくったりというようなことでやっていたと。

それで、見ていただきたいのは、地元の住民の方の意見ということで、主に右下に書いていますように、有料化に対して好意的なご意見ということで、やっぱり有料化をやると、その期間中は非常にきれいになるので、もっと続けてほしいとか、期間が短いのもっと長くやってほしいという意見でした。

皆さんに見ていただきたいのは、めくっていただいて、後ろのページです。

これ、私、見てびっくりしたんですけども、まず、続きということで、料金に関するご意見、これは2つに分かれていまして、500円は安いので1,000円以上取れということですね。1,000円以上の料金を取ったらいいと。有料化はよいが、500円は高いんじゃないか、有料化でも500円は高い、100円ぐらいでいいのではないのかということなんです。

ちなみに、詳しい数字は控えますけども、うん百万円の赤が出ているということで、500円ではなかなか運営はできないということでございます。

今回の有料エリア外への対応を求める意見ということで、有料エリア外でのバーベキューを取り締まってほしいということを書いてありますけど、ここで、バーベキューの禁止を求めるご意見というのもありまして、その・の3つ目、鴨川同様にBBQは禁止にしてほしいということで、大体皆さん、鴨川はバーベキューは禁止だと思っておられる方が多いんだと思いますけれども、そういったご意見があったということです。

利用者のさまざまなご意見をいただきましたということで、有料利用者1,077名のうちの123名にアンケートをとった結果なんですけど、左から、「マナーの悪い人たちがいるので子供たちも危なかった。有料化を続けてほしい」とか、真ん中の「ごみや騒音などの問題がなくなるのであれば有料化も仕方がない」と。一番右、「時間が短い。太陽が落ちるまでやってほしい」とか、いわゆる有料化をやってほしいということが多かったですよというアンケートなんですけども、今後の方針といたしましては、一番下、要は、うん百万円の赤字ということなので、有料化のサービスの充実ということで、例えば他府県でやっておられるみたいですけど、何も持ってこなくて、すぐバーベキューができて、セットで貸して5万円とか、いろんなことで工夫しながら、また拡充することを今検討しているということで、非常に参考になる条文、皆さんもお感じかもしれませんが、鴨川を禁止して、何も桂川に行けということではないんですけども、そういった形で国が実験をしているという事例を紹介させていただきました。

説明は以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

先ほどからいろいろと説明していただきましたが、基本は、鴨川条例点検ワーキンググループに寄せられた意見、あるいはワーキンググループの議論の中で出てきた意見に対応して、例えば看板の調査をしていただくとか、禁止事項や禁止地域、あるいはそれ以外の地域での指導件数の調査とか、あるいはバーベキューの有料化の事例の紹介とか、いろんなことをしていただいたわけでありまして。それから、京都市の条例についてもご紹介いただきましたが、これらにつきまして、ご質問などございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

鴨川条例の点検ワーキンググループでも、これらの状況を踏まえて、条例との関連でどのようにしたらいいのかということも議論していただきまして、そこでできた案をまたこの府民会議にお諮りするという流れでやっていきたいと思っておりますけれども、私自身も実は看板の数の多さにびっくりいたしました。こんなにたくさんあるとは、ずっと歩いてないので、断片的に見たところでは、たくさんあるとは思ってましたけれども、こんなにあるとは知りませんでした。

それから、バーベキューの有料化のケースでは、今、桂川の実験と大阪城の話が出てまいりましたけれども、桂川と宇治川と木津川の合流の背割堤のところでも桜の名所がありますが、そのあたりでも有料のバーベキューの実施を既に実行されておられます。それから、淀川の下流域でもそういうケースがありますが、いずれもまだ恒常的な政策というよりは試験的にやっているという状況のケースが多いんですけれども、そういう例が報告されております。

それから、鴨川の上流に当たるんですけど、高野川の上流の比叡山の麓に近いところですが、八瀬で、地元住民などからの苦情が非常に強く出ているという場所もございます。地元の警察も大変困っているという状態の報告がありまして、それも鴨川条例の範囲内でもありますし、ぜひとも対応を考えないといけないという状況になっております。というのがバーベキューに関連しましての追加の事例の報告でございます。積極的に試行で有料化をやっておられる事例の報告と苦情の報告と両方ございますけれども、そういった状況で、今、検討を続けているという状況でございます。

○川崎

路上喫煙の件なんですけれども、先ほど16ページで説明していただいた京都市の路上喫煙、これは目的が安心・安全と健康生活なんですけど、基本的に、安心・安全というの

は火災への心配、それから、健康な生活というの、副流煙とか、そこに住んでいる方々へのいろんな影響とかいうことで、基本は、住まいとか建築物が近くに密集していたり、あったり、伝統的な建築物があるような田の字の地区であるとか、そういうことが基本になっていると思うんです。ですので、これを例えば鴨川に広げるといふことになる、鴨川は、護岸の壁面もありますし、みそそぎ川なんかも流れていて、セットバックしているような状況になってくるので、これに鴨川を入れてくださいという調整はおそらく難しいと思うんですね。まず京都市は、それに関しては調整は難しいでしょうということになるので、府のほうでやってください、やられるんだったら条例でやってくださいということになると思うんですが、そういうことになると非常に難しいですし、あと、みそそぎ川の上に納涼床の飲食店の方々なんか、そこまで波及してしまいますので、そういう意味では、こちらから触るのはなかなか難しいと思っただけで、17ページの、むしろポイ捨てるほう、ポイ捨てるはポイ捨てるんですけども、吸ってはいけないとは言っていないんですが、結構効果があると思っただけで、むしろこれを、今は今出川から五条までの間なんですけれども、もう少し北のほうまで何とか延ばしていただくように京都市のほうに調整していただくことと、府の条例の中で、できる限り、努力規定として、川は公共の場所ですので、吸うことを遠慮願いたいということセットにして広報していければいいんじゃないかなと思うんですけど、それが何か一番現実的な気がいたします。

○金田座長

ありがとうございます。

○澤

先ほどのバーベキューの話なんですけれども、僕ら、常々、漁業組合としては、特に源流のほう、バーベキューが禁止されていないエリアでの活動が多くなっているんですけども、やはりバーベキューのごみ問題というのが非常に多くて、下流で禁止されているから上流に来てバーベキューをして、そのままごみを放置して帰る。前々から言うてることなんですけれども、そういう現場が今でも多数あります。

そんな中で、僕らもある程度のものは回収したりとかいろいろなこともするんですけども、これは行政として、例えば僕らがどこどこでバーベキューのごみがあるとかという告知をしたときに、そういうのは回収に回っていただいたりとか、そういうことは可能なんですかね。ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○中地（京都府京都土木事務所施設保全室長）

鴨川に限らず、ほかの河川でも、中にはそのままコンロも、使った皿、箸、それから生ごみ、全てそのまま置いて帰られる方がいらっしゃる河川があります。そういったところにつきましては、もちろん近所の方からお電話いただいて、河川内のごみとして我々で処理をしておるといのが実情でございます。鴨川でいきますと、確かに上流域のほうとか、八瀬のほう、高野川でバーベキューをされてそのままごみの放置というのはたびたびお電話いただいて、そこについては業者を手配して回収しているというのが実情でございますし、ほかのところでも、連絡いただければ対応しているというのが実情です。

○澤

今ので、現実的に雲ヶ畑なんかでも、今、高野川でも、言われた八瀬なんかは、やっぱり人目につくところで、はっきり言うて、八瀬なんて町なかと一緒にすよね。でも、現状として、全く人目につかない、河原におりて、下の、道路からも見えないようなところに多数、点在するんですよ。そういうバーベキューができるちょっとした寄州があったりするところでやって、今まさに言われた、バーベキューのセットをそのまま全てほっていかれるという状況で、源流のほうには、当然、鳥なんかもある、やっぱりカラスがね、それも町なかのごみと一緒に、散らかしていくのでなかなか掃除も大変やと。ほんで、僕ら、実際、たびたび川に入るんで、そういうごみを回収して道路に上げておくぐらいのことは簡単にできるんですよ、バーベキュー程度のごみなら。ほんなら、それを上げて、連絡すれば直ちに回収してもらえとか、それならいいんですけども、何分、山手なもので、カラスもいればタヌキやキツネもおると。そういういろんな動物が、特に生肉なんかがあったら、そういうのは格好の餌なので、そういうのが散らかすおそれもあると。だから、せめて雲ヶ畑のほうでも1カ所どこか、かごでも置いてもらうて、僕らが回収して集めておけるような設備でも置いてもらえれば、僕らもできるだけの努力はするけども、うちが全てごみを持って帰って漁業組合で処理する、こういうことはちょっと現実的にかなり厳しい。そういう中で、行政側としてどういう対応をもらえるか。今の現状の体制もあるやろうけども、今後、そういうことも、できるだけ協力はこちらもするので、対応をそちらにもお願いしたいというところでありまして。よろしく申し上げます。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにご質問などはございませんでしょうか。

○杉江

これからおそらく、今、澤さんが言われたように、どんどん増えると思います。ですから、やり得というのは、ちょっとやっぱりぐあい悪いと思うんですよ。だから、基本的に、またこれを言うと、一体どこでしたらいいのやという方、別に規制外でやってもいいのやけど、ごみの処理の問題があるから、それについてはやっぱりそれなりの指導というか、罰則というか、ということも必要かなと思ったりしているんですけども、皆さん、ご存じのとおり、東京や大阪でも有料化という形で、結局、ごみの問題で全部泣いているわけですよ。だから、特にこの鴨川の源流域へ行けば、それこそまた台風シーズンになれば、一斉にごみが下流に流れてくるというおそれもあるので、やはり何かの形で鴨川条例の位置づけで、そういう不法投棄、特に、以前も言うたとおり、何年か前にも、さっき施設保全室長からあったとおり、ひどかったです。前は、上賀茂橋のところですよ、ほんまの市内と一緒にですよ、そこでも、掃除のときに川の中へ入った連中が、それこそ焼き台、それからジュラルミンのビールのタンクですか、あれなんか全部ほかかしてあるんですよ。それはひどいもんでね。だから、バーベキューは禁止という位置づけであってもごみの処理、禁止外でもごみの処理はどうか、おそらく京都土木はてんでこ舞いになると思うんですよ。だから、やり得はやっぱり許さないよという位置づけで、何か罰則的なものを設けたらどうかと思っています。

○金田座長

ありがとうございます。ぜひ、ワーキンググループの議論にも、もう一度、反映して議論してみたいと思っております。

ほかにご質問など。

○小辻

標識の写真を見させていただいてたんですけども、以前から思っていることがあるんですけども、環境に調和しているものもあれば、それこそ非常にどぎついと言っちゃあれですけども、目立つ、目立つことはいいことなんだけども、何というか、景観とか見るとあまり、どうなのかなと思うようなものがあったりするんですけども、立て直しとか、場合によっては、それこそ犬とか連れていて、おしっことかけられる方、実際おられますので老化とかがあると思うんですけども、今後、景観とかを含めて、標識って

何か基準とかそういったものをつくっていかれるとか、そういうお考えはありますか。

○中地（京都府京都土木事務所施設保全室長）

確かに景観にマッチしているかと言えば、マッチはどうかというところがございませぬ。ワーキングの中でも、国際化にしては漢字や平仮名しか書いてないとか、そういったご意見もござまして、我々、管理者の立場で立てるものにつきましては、そういった何らかの基準を定めて、今後、検討していきたいという思いはございます。

英語表記とか韓国、中国の表記とかは一切ない状態の看板が多うございまして、国際都市にはふさわしくないような表記やとか、いろいろとご意見をワーキングでもいただいておりますので、そちらのほうで、今後、検討してまいりたいなと思っております。

○小辻

ありがとうございました。

○宮下

細かい話ですけど、標識で、私、この間、日本鳥類保護連盟さんのカモ観察に参加させてもらったんですけど、鴨川にカモとか鳥類の標識があったと思うんです。あれがここの中に書いていないので、それは標識としてカウントされているのかどうか。私は、そういう生息物を一般市民に知らせるにはああいう看板がいいかなと。ほんで、もっと、鳥だけやなくていろんな野生動物を啓発したらどうかという思いは持っているんですけども、その辺の標識はこれに該当するのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○中村

補足させてください。よろしいですか。

○金田座長

どうぞ。

○中村

今おっしゃっているのは鳥獣保護区の看板だと思うんです。私、意見として言わせてもらったほうがいいのかなとちゅうちょしてたんですけど、鴨川鳥獣保護区というのが終野から竹田橋の間、指定されているんですね。植物園や下賀茂神社、全部含まれているんですけど、その間に看板が10本あるんです。それは全て数に入れていただいてなかったんで、でも、あれは京都府、京都土木事務所が一生懸命に立てた看板なんですけど、対象外ですか。

○中地（京都府京都土木事務所施設保全室長）

今回の個数934の中に含まれております。鳥の絵柄が入っている看板も入っておりますし、鳥獣保護区の赤い表記のやつも入っております。

○中村

写真、載ってました？

○中地（京都府京都土木事務所施設保全室長）

数としては拾い上げております。写真のほうは、今回、つけておりませんが、調査の中では数として上げております。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

今、この写真、時間的な制約もありまして、どちらかというと、ワーキンググループで出すときに、看板が不ぞろいで、鴨川条例以外の看板で、もしかしたら要らないんじゃないかなと思われるような看板もあるみたいですよという、そういう趣旨で出した資料でして、宮下さんとか中村先生がおっしゃるように、ワーキンググループの中でも、特に北大路大橋の左岸の北側に鳥類を紹介したきれいな看板があつて、清掃のときなんか、皆さん、100人ほど集まったときに中村先生に鳥類のお話をさせていただいたんですけど、ワーキンググループでも、その看板でも誰も見ないと意味がないのもっと興味を引くような看板を設置したらどうかというご意見もありまして、今後、そのご意見も踏まえて、京都市さんとも、先ほど小辻先生がおっしゃられたみたいに景観という話もありますし、あと、川の入り口に集中して、例えば500メートルの間に100枚の看板があつたりしても、誰も何も見ないということで、入り口付近につくったらどうかとか、そういう意見もいただいておりますので、そういうのも踏まえまして、今後、検討していきたいと思っています。

以上です。

○金田座長

ありがとうございました。

○中村

写真だけでなく、文章でも全く鳥獣保護区の看板が書いてなかったのも、もしかしたら数のうちに入らなかったかなと思ったんですが、でも、この看板は鳥獣保護法ができたときから環境省が設置した看板なんです。現在は、基本、分権化されまして京都府が立てていますが、下流のほうにはまだ環境省のままの看板もあります。私たちにとっ

たら非常に大切な看板なんです。鴨川にはいろんな鳥もいるし、鹿もいるし、野生鳥獣が保護されているという場所を指定するための看板、その看板の線から中が鳥獣保護区ということなんですね。そういう大切な看板ですので、関心は薄いかもしれませんが、数の中に入れてください。よろしくお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

中村先生、先ほど申しあげましたように、数の中にも入っていますし、そういう趣旨ではなくて、先ほど申しあげたように。

○中村

入っていることがわかりませんでした。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

わかりました。済みません。そういう趣旨じゃない資料でしたので、大変申しわけありません。

○金田座長

ほかにご質問などございませんか。

○山中

1点、伺いたいんですけども、バーベキュー有料化社会実験で、以前に大阪で取り組んだという事例、こちらの会議でご紹介いただいたのですけれども、その際にもしかしたら説明があったかもしれないんですが、こういう有料の区間を設けることによって、その他の地域でのごみ問題であったりだとか、バーベキューにまつわる近隣の方とのトラブルというのが減ったというようなデータというのはあるんでしょうか。そういったことが、もしわかればでよろしいんですが、教えていただけると幸いです。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

データと申しますか、そういう試行的なことをやる場所が、大体、バーベキューをやっている場所ということで、そういった試行の状況を見ながら、例えば今年の2月17日の毎日新聞では、大阪城公園のバーベキュー全面有料化ということで、これは、無許可の業者による場所とりとか、いろんな問題があったので、それで有料化しようということだったんですけど、そういった形で、バーベキューをやっているところを有料化にするのか、それとも厳しくして全面禁止にするのかということなので、そういった試行を見ながら、皆さん、やっているという状況で、全国的なデータというのは今のところ手元に當置してないんですけど、そういった形で、事例みたいなのをうちのほ

うに集めて、そういった形で、先ほど金田先生がおっしゃったような、八幡にも有料化のものがありますし、場所と、鴨川で果たして有料化すればいいというのかどうかはわかりませんが、そういったデータの的なものは少しずつ蓄積されていると思います。

○山中

ありがとうございます。禁止で厳しくするのもありだなと思うんですが、一部分で可能という場所をつくることによって、その他の地域が健全に保たれるというようなことも考えられるかなと思い、質問させていただきました。ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほども申しましたように、以上は検討の途中の状況でございますので、ワーキンググループでこういう形にすべきだろうという方向になりましたら、その点につきましては、また改めて府民会議にかけさせていただきたいと思います。

それでは、先に進ませていただきたいと思います。

議事の3番目、鴨川ギャラリー除幕式についてというのがございますが、事務局から説明をお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

河川課の北野でございます。引き続き、説明させていただきます。

それでは、お手元の資料P18をごらんください。

記載のとおり、前回開催の第39回鴨川府民会議で、19ページのとおり、29年度整備事業ということで賀茂大橋の左岸に鴨川ギャラリーを設置するとご紹介させていただいたんですけれども、その除幕式を6月15日、この日は、今のところ、次回、第41回鴨川府民会議の開催を予定しておりまして、1時半からこの会場で鴨川府民会議を開催したいと思っているんですけど、お時間が許せば、その30分前に賀茂大橋左岸の鴨川ギャラリーの前にお集まりいただいて、20分ですけども、除幕式をさせていただきたいということになります。

ただ、除幕式は任意参加ということですので、府民会議は出られるんですけども鴨川ギャラリー除幕式はというのはもちろん構わないですけど、できればということで、現地集合ということで、その後、鴨川ギャラリーからこちらの会場までは、お車で、出町のほうは市営駐車場はあるんですけども、もし電車等でお見えであれば、うちのほうで

も賀茂大橋からここまでの交通機関は確保いたしますので、ぜひ、書いてあるように、4月20日までに、課のそういう都合がございますので、私にメールでご出欠の可否をお知らせ願えたらと思います。P20に出欠票ということで、この様式によらずにメールでも結構ですし、お電話でも結構です。

場所は、賀茂大橋はP21のVの字型の剣先のところの賀茂大橋と書いてあるのの右側です。ご存じかと思いますが、その橋の下に集合ということでございます。

説明は以上です。

○金田座長

何かご質問、ございませんでしょうか。

6月15日の午後1時から午後1時20分間に賀茂大橋の東詰めの橋の下のところで鴨川ギャラリーの除幕式を実施すると。ご参加していただける方はファクス、メールないし電話でもいいということでしたが、ご連絡をお願いしたい。

1時20分に終わったら、府民会議へは足の確保をするという話でございました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事の4番目です。鴨川四季の日について、説明をお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

引き続き、河川課の北野でございます。

資料のP22、鴨川四季の日についてでございます。

鴨川四季の日については、皆様から、期間を定めず通年的にやればいんじゃないかというご意見もいただいておりますけれども、今回は通年の内容ということで、プラスアルファ、期間に入っていないものについてもご案内するということです。

まず、全体ですけれども、上のほう、29年度の鴨川四季の日～冬～の結果ということで、期間が2月4日から18日。ここで、通年やっております「鴨川探検！ 再発見！」冬の水辺野鳥観察会、中村先生、ありがとうございました、ご協力いただいて、金田先生も参加していただいているんですけど、やらせていただきました。

次に、30年度鴨川四季の日～春～の取り組みということで、30年の3月25日から4月8日。これは、2の発信内容にありますとおり、京都府の植物園の桜のライトアップが3月25日から4月8日までということで、それに合わせて設定させていただいているということで、鴨川茶店も4月7日、8日に開催される予定であるということでございます。

個別具体的には、まず、23ページに行きまして、「鴨川探検！ 再発見！ 見聞録」、野鳥学習会とか野鳥の観察会ということで、最後に京都土木事務所で中村先生等にご講義いただいて、30年2月4日10時から12時まで、小学生10名、保護者9名の19名で、金田先生もご参加いただいて、やらせていただいたというものでございます。

次の24ページ、その期間外ではありますけれども、中村先生のかもがわ塾、鴨川リレー探鳥会ということで、17年間やっておられるということで、同じように土木事務所で、午前中は鴨川の6つの区間でカモの調査を実施して、17年間、カモの調査を実施したのを、午後からは、鴨川への思いということで、西山さんのお子さん、和次郎君ほか、宮本先生、あと、うちの山本がゲストスピーカーとして思いを語ったというものでございます。

次の25ページ、それと関連して、河川課と土木事務所へ「野鳥からのお願い」ということで、毎年5月10日から16日までは愛鳥週間、バードウィークということで、3月から6月ごろには京都府準絶滅危惧種のカイツブリやイカルチドリ、イソシギなど貴重な野鳥たちが繁殖期に入ると。河川整備は原則として避けていただきたいということと、あと、10月ごろになると冬のカモたちが北の国から帰ってきますということで、中州や寄州の草はなくてはならないと。この時期に残しておいてやるために除草は7月から9月ごろにお願いしたいということで、京都土木事務所も、できるだけこういった形、毎年、ご要望いただくということだと、なかなかこの時期、ちょっと人事異動等もありますので、もうちょっと早い時期でご要望いただければ、特に今のメンバーはこういったことは聞かせていただいているので、できるだけ、もちろん安心・安全のために、場合によったらちょっとやらせていただくことがあるかもしれませんが、基本はこういった形で、お願いという形が出ておりますので、配慮してやらせていただきたいと思っております。

次のP26でございます。

先ほど申し上げたように、2018年桜ということで、京都府立植物園で、3月25日から4月8日まで、日没から午後9時まで、入園は8時までで桜ライトアップを実施いたしますので、ぜひ、一度、ご来園ください。

次、27ページ、第44回鴨川茶店ということで、鴨川を美しくする会と京都鴨川ライオンズクラブ共催で、協賛といたしましては鴨川流域ネットワークも入って、ご存じの方も多いと思いますけども、半木の道、北山・北大路間の左岸で二條流の煎茶とかお琴と

か尺八をやって、午前11時から午後3時30分まで、2日間にわたってやると。ふれあいコーナーでは京都府の平安騎馬隊とか京都市の消防から音楽隊とか、そういった形で皆さんに来ていただいて、目的は河川美化啓発活動ということで、ほっといたら鴨川は汚くなるということを、鴨川を美しくする会をはじめ鴨川流域ネットワーク等と、市民の皆様へ啓発して、美化意識の向上を図るというものでございます。

次のP28、これも例年、多いときは、一声で1,800人のボランティアを集めていた鴨川を美しくする会ですけれども、こういった形で、毎年定例、4月29日、クリーンハイクをやるということで、ご参加いただける方はぜひお願いしたいという内容のものでございます。

説明は以上です。

○金田座長

何かご質問はございませんでしょうか。

○川崎

ちょっと1点だけ。いつも、この22ページの鴨川四季のホームページのパネルというのが、こちらの2号館を入ったところに飾られるんですけども、これ全部でなくていいんですけど、1枚とか2枚とかの小さいポスターを北山の地下鉄の駅の壁のギャラリーとか、場合によっては、出町柳の京阪のところに、紙だけ張っていただくような感じで簡易でいいと思うんですが、そういう協力依頼ってできないかなと。府庁に行かれる方ってなかなか、専門職の方が多いと思いますので、市民の目にふれないので、何かそんな工夫がもし可能であれば、お願いしたいです。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。努力いたしているところでございます。

○金田座長

ほかにご質問などございませんでしょうか。

そうしましたら、幾つかの行事をご紹介いただきましたが、可能でありましたらご協力をお願いしたいと思います。

それでは、その次の5番目、その他ですが、その他については何かございますか。説明をお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

河川課の北野でございます。引き続き説明させていただきます。

それでは、P29、第3回鴨川公園葵地区整備計画に係る意見聴取会議の開催について、以下4点についてご報告申し上げます。

1点目なんですけれども、公園に関する施策の参考とするために、有識者、地元関係代表者による第3回の鴨川公園葵地区整備計画に係る意見聴取会議を3月29日、今週の木曜日にやるというもので、場所はガーデンパレス2階で予定しているということでございます。

次に、めくっていただきまして、2点目は鴨川ゆりかもめ時計台の撤去についてということで、これは、京都鴨川ライオンズクラブさんから平成元年にご寄附いただいたものなんですけれども、北大路と北山の間の鴨川左岸に2つ設置していただいているんですけど、北山大橋のところにあるのが平成元年で、時計台ということなんですけど、時計は故障して既に撤去されているということで、3月12日、写真のように撤去させていただきました。

次の裏面をごらんください。

上のほうが平成元年に建立したもので、下のほうはまだきれいに、平成13年にいただいたものなんですけども、時計もちゃんと動いておりますので、そのまま使用させていただいているという状況でございます。

3点目が右側の、半木の道、金閣寺垣と今回試行の竹柵についてということなんですけども、前回、試行的にやってみたいと思っているとご報告させていただきましたけど、現在の金閣寺垣を、今回、竹柵を試行的にやってきました。今後、前回のご意見等も踏まえて、経費節減等の観点からロープ柵の試行も考えているところでございます。

最後に、一級河川鴨川等における園路整備についてということなんですけど、北大路・北山間で、特に状況写真ということで、左下の、損傷状況が非常にひどい箇所がありましたので、河川の中だけではなくて、河川敷もこういったひどい損傷状況のところでは、できる限りそういった形で、今回は400メートルなんですけれども、整備しているということでございます。

説明は以上でございます。

○金田座長

何かご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、本日、準備しておりました議事は以上でございますが、本日、特に意見を述べていただいた公募の委員のメンバーの方々は今回が最後の会議ということ

になります。年度が改まりましたら、また日程調整をしまして、第41回を開催させていただくということになりますけれども、何かご発言がございましたらお願いいたします。

○澤

別のことであれなんですけども、今後の会議の話についてなんですけども、前回とか、特にしゅんせつ工事の件でいつも言うてるように、我々、魚類にかかわっている者としては、しゅんせつ工事は、実際、直接的な水産生物の被害を受けます。しゅんせつ工事に限らず河川工事ということですよ、濁りとか、実際、魚がすむ場所を直接的に潰していく作業になるので、やっぱり慎重に行ってほしい中で、前回の会議のときにも、京都府さん、土木さんからわりと長い説明があつて、議論の時間がほとんどないと。こういう中で、ほんで、僕はやっぱり前々回のときに、次の府民会議では、春に行われた北大路・北山間の、あの真っ平らにされてしまったしゅんせつ工事について、もうちょっと詳しく話し合いたい、しっかりした説明もほしいと。それもなされない上で、やっぱり土木さんから長い話があつて、ほんで、今回、今現在行われているしゅんせつ工事についての話がちょっとできただけと。今回みたいにスムーズに終わればいいんですけど、場合によってはもう少し長い議論が必要な場合もあると思うので、せめてあと30分でも、何十分でもいいんですけども、場合によっては議論をできるような、あまりにも、いつもいろんな発表があつて、深い議論をする必要があるかなというときでも、もう時間がないのでここで終わりますと、そのままなし崩し的に工事がされたりとか、そういうことがあるので、今後、会議の時間をもうちょっと、場合によっては延長できるようなシステムというのも考えていただけないかなというのが僕からのお願いとして、ひとつよろしくをお願いします。

○金田座長

会議時間につきましては、1時30分から4時までとらせていただいているということですが、これ、既に標準的な会議の時間からすれば随分長いので、現実問題として、これをさらに長くというのはなかなか難しいと思いますけれども、ただいまおっしゃっておられるような、もちろん情報をご報告していただくことも大変大事なんですけれども、議論をしていただく時間も、全体の時間の制約はございますけれども、その中ではできるだけとりたいと思っております。これは私の座長としての方針でもあるんですけども、なかなか上手にいきませんので、お許しいただきたいことも多々ございますけれども、ただいまのご意見につきましては、そういうことも必要だと思いますので、どうぞ

よろしくお願いたします。

○澤

ちよっともう1つ。すぐ終わりますけど、例えばそこで議論がし切れなかった場合には、やっぱり関係者だけでも集まって議論をする場を設けていただくとか、そういうことも、今後、検討をお願いします。

○金田座長

関係者だけでというのはちょっと難しいと思うんですが、といたしますのは、鴨川府民会議としては、お時間をいただいて恐縮なんですけど、メンバーの方々みんなで議論するという形を基本としてとりたいと思いますので、関係者だけで議論するという形はできるだけ避けたいとは思っております。いろんな形で、情報提供などという形があるかもしれませんが、議論は、できれば全体としてやりたいと思っておりますので、その点につきましてもご了解いただきましたら大変ありがたいと思います。

○澤

意見を返すようであれなんですけども、それでもやっぱり現実問題として、僕なんかの場合は、河川工事において土木事務所さんと直接いろんな協議をさせてもらっています。ほんで、この場で話して、まとまってない内容を、結局は、現実的には個別に土木事務所さんと議論しているわけですよね。そんな中で、特にうちなんかは直接的な利害関係があるから話をしてくれはるんやと思うんですけども、いろんな意見をもっと出したい場合もあるやろうし、この場では時間がなくて出せへんというのが多々ある中で、例えばこの場において議論がし切れませんでしたと、この件について関係者に預けて、もう少し議論をしていいですかというようなことも、メンバーが納得というか、承知していれば別に可能やと思うんです。だから、そういうのも今後の話として、どうしても僕とかは、川の生き物を守る立場として、今まであまりにもひどい状況にあるので、今後、もうちょっと深く話ができる場を持っていただきたいと思います。

○金田座長

今のご意見について、原則論に立ち戻って大変恐縮なんですけれども、もともとこの鴨川府民会議はご意見を聞く場でありまして、ここで何かを議決するという場ではないんですよね。ここの議論を、鴨川の場合ですと鴨川の管理者である京都府がこの議論を尊重して施策を実施するというのが基本ですので、具体的なことについての決定権はこの会議にはないと。ただし、ご意見をお聞きするということはぜひともやっていくべき

だと思っておりますけれども、そういう状況をご承知いただきたいと思うんです。

それと、にもかかわらず、今のご指摘のように、河川敷の工事をするということが河川敷をすみかとしている生物に影響を与えるということは事実でございますので、それに関しましての、特に被害の大きい時期は避けてほしいという要望は、基本的にここで承って、それを、京都府で実施していただくときには十分に考慮していただくというのが基本的な方向だと理解をしておりますので、京都府にはそういうふうをお願いしたいと思えます。

ほかに何か、この機会にご意見ございましたら。

○西山

半年たって、前々回の会議でお話を聞いて、やっぱり半年たってもずっと気になっていることがあって、きょう、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、2回前の会議のときに、河合橋の建てかえか何か、お話があったと思うんです。

橋を何かやりかえられるというお話があったと思うんですが、皆さん、ご存じでしょうか。ど根性松がいるんです。ど根性松って、橋に何か、松が生えていまして、あの子は小さいときからずっと、どこまで大きくなるのやろうと思いつつながら、毎日、通って見てたんです。3年ほど前から松ぼっくりがつくようになりまして、どんどん伸びてきたら、手すりよりも伸びないように誰かがカットしていらっしゃるみたいで、うまいこと、橋をぱっと撮るときには写らない、でも、下から見たら、「あ、大きくなったな」と思いつつながら、私、毎日というか、息子を送ったり、主人を送ったり、川を通るたびに思うんですが、橋をやりかえられるとき、あの松はどうなるんだろうと思って、すごく心配で心配で、結構、ファンもいるし、そういうことが一主婦として私が言えることなのかなと思つてちょっと、済みません。

○金田座長

何か情報をご存じですか。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

今、その松については私は初めて聞いたんですけど、前回であれしたときに確認しておけばよかったんですけども。

○西山

済みません、勇気が出なくて。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

京都市の橋梁健全課にすぐ確認いたしまして、切ってしまっていたら、ごめんなさい。

○西山

まだあります。私、毎日見てるので。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

きょう、早速、電話をかけさせていただいて、橋梁健全課にそういう意見があったことはすぐお伝えしますので。

○西山

あの子がどこに、言うたら植えかえてもらえるんやろうか、どうなんやろうかというのがずっと気になっていて。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そういう意見が鴨川府民会議で出たとなると、多分、橋梁健全課長はすぐ見に行くと思いますので。

○西山

すいません、よろしくお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

承りましたので、よろしくお願いします。

○小辻

たしか一回とって、またつけ直すというか、場所をちょっと考えてという感じで。

○西山

あの橋にですか、また。

○小辻

そこはちょっとあれですが、一応残してということは、ど根性松は殺さないというか、切らないということで。

○西山

そうですか。

○小辻

はい。たしかそれは生かすと。だったかな、この前の会議で聞いたかなと。

○川崎

歩道部分を拡幅しますので。

○西山

大丈夫ですか。そこがよくわからなくて。

○川崎

だと思いますけども、ただ、安全性というのがやっぱり基本ですので、皆さんに当たったりしてもいけませんし、それから、樹木医が入って、例えば弱い松であると、先ほどの樹齢年齢がありますので、そういう部分は、むしろ剪定したほうが木にいい場合もありますので、そのあたりはおそらく丁寧に対処されると思っておりますけれども。

○西山

それを聞いて、やっときょうから寝られます。

○川崎

私はそういう断定というか、京都市の方がおられませんけども、情報としては……。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

いや、川崎先生がおっしゃるように、御菌橋のときでも、皆さん、ごらんいただきましたけど、ライオンズクラブさんには申しわけないんですけど、南のほうは伐採させていただきましたけど、鴨川を美しくする会の記念樹においては、最初、伐採する予定だったんですけど、伐採しないと。あと、樹木医とか、移転するときも非常に力を入れていただいてやっていますので、その辺の情報は、もちろん橋梁健全課長も存じ上げていると思いますので、確認はしておきますけど、丁寧に対応しているところだと思います。

○西山

ありがとうございます。

○金田座長

本日は、若干、時間がございましたのでご発言をお願いいたしました、一応これでほぼ終了予定の時間でございます。

本日が最後になられるメンバーの方々にもご協力いただきまして、2年間、大変ありがとうございました。引き続き、また鴨川府民会議のサポーターとして、ひとつどうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局に司会を返します。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

皆さん、長時間ありがとうございました。

それでは、今回は、先ほどご説明したように、6月15日、できましたら13時から賀茂

大橋で鴨川ギャラリーをお願いした後、1時半に、またこの場で第41回の鴨川府民会議を開催予定だということで、よろしく申し上げます。

では、本日、長時間、どうもありがとうございました。

[午後 3時57分閉会]